

持込パソコン接続規程

（目的）

第1条 教育職員及び学生は、東京医療保健大学（以下、大学という）が貸与するパソコン以外のパソコン（以下、持込パソコンという）を学内ネットワークに接続して使用する場合（以下、持込パソコンの接続という）は、本規程によるものとする。

（適用範囲）

第2条 大学が貸与するパソコンとは、大学事務局総務人事部システム担当（以下、システム担当という）が管理し貸与するパソコンを言い、それ以外は持込パソコンとして扱う。

2 持込パソコンにはタブレット型パソコンを含めるが、携帯電話機やタッチパネル式携帯電話機等の通話を主機能とした機種は除外し、これらの接続は認めない。

（接続条件）

第3条 持込パソコンの接続は、次の各号を満たさなければならない。

- （1）持込パソコンの利用目的は、学業並びに研究及びこれら活動を補助するために使用するものであること。
- （2）学生においては、持込パソコンの接続は指導教員の許可を得ることを条件とし、台数は持込パソコンの機種に係わらず原則一人1台までとする。
- （3）持込パソコンの基本ソフト（以下、OSという）は、別表－1「持込パソコン適合OS一覧」に記載されているものとし、メーカーのセキュリティ更新サポートが継続中のバージョンでなければならない。
また、別表－1に記載する適合OSは定期的に更新する。
- （4）通信可能プロトコルは、TCPとUDPとするが、使用可能な通信ポートは大学が認めたポートのみとする。
- （5）大学が認めたウィルス対策ソフトが持込パソコンにインストールされており、契約期間が有効であること。
- （6）IPアドレス（TCP/IPv4）の付与は原則DHCPにより割り当てる。

（接続申請）

第4条 持込パソコンの接続を希望する場合は、様式－1「持込パソコン接続申請書（以下、申請書という）」に必要事項を記入し、システム

担当に申請する。

- 2 システム担当は、申請書の内容を審査し本規程に則していると判断した場合、その持込パソコンの接続を許可し、申請書に記載の MAC アドレス（ネットワークアダプタに割り振られた物理アドレス）を学内ネットワークシステムに登録する。
また、システム担当は、接続申請の結果を申請者に通知する。

（有効期限）

第 5 条 持込パソコンの接続有効期間は申請書受理日から最大 4 年間とする。

ただし、学生においては申請書受理日から標準の卒業年の 3 月末までとする。

- 2 有効期限を過ぎた持込パソコンは自動的に接続が停止される。
- 3 有効期限を延長する場合は、期限満了の 1 か月前までに期間更新申請を行わなければならない。
- 4 有効期限内に持込パソコンの利用を中止した場合は、廃止申請を行わなければならない。
- 5 持込パソコンの本体または通信アダプターを更新した場合は、新 MAC アドレスの登録と旧 MAC アドレスの廃止を申請しなければならない。

（遵守・禁止事項）

第 6 条 持込パソコンの接続に当たっては、次の事項を遵守し運用する。

- （1）持込パソコンにインストールされている全てのソフトウェアは、そのソフトウェアの利用権を有しており、かつ、ライセンス条項を遵守した利用であること。
- （2）持込パソコンのソフトウェアやハードウェアの設定は自身が行う。
また、ネットワーク接続に関する問い合わせは各地区の PC サポートセンターで受け付けるが、持込パソコンのソフトウェアの不具合、保守や修理については、PC サポートセンターは関与しない。
- （3）ウィルス定義ファイル（パターンファイル）を常に最新の状態にして、コンピュータウィルスの感染防止に努めること。
また、持込パソコンがウィルス感染したと思われる場合は、持込パソコンを速やかにネットワークから切断し、PC サポートセンターに連絡すること。
- （4）OS のセキュリティ対策として、常に OS を最新の状態に保つこと。

(5) 部屋に設置してある LAN 装置やケーブルを勝手に操作（移動や撤去なども含む）しないこと。

(6) 本学を退職、卒業、修了及び退学した場合は、学内ネットワークは利用できない。

2 次の事項は禁止事項とし行ってはならない。

(1) 大学が禁止するファイル交換ソフト（WinMX、Winny、Share 等）をパソコンにインストールし利用すること。

(2) モデムやターミナルアダプタ等を利用して学内ネットワークから公衆回線網へ接続すること。

(3) ネットワークモニタリングや通信データ傍受を行うこと。

(4) 不要なパケットを大量に送信すること。

（罰則事項）

第 7 条 前条 2 項の禁止事項を行った場合、または発覚した場合は、システム担当は直ちに当該パソコンを学内ネットワークから切り離し登録を抹消する。

また、本規程の不履行や公序良俗に反する持込パソコンの使用を行った場合等悪質な場合も同様とする。

附 則

この規程は平成 22 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は平成 25 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

持込パソコン適合 OS 一覧

番号	適合 OS	注意事項
1	Windows7 Professional 以上	2020 年 1 月 14 日まで
2	Windows8.1 Pro 以上	2023 年 1 月 10 日まで
3	Windows10 Pro 以上	
4	Mac OS 10 以上	
5	iOS 12 以上	

注)上記一覧表に記載のないOSについては、利用範囲を限定し接続を認める場合がある。

年 月 日

東京医療保健大学御中

持込パソコン接続申請書

持込パソコン接続規程に従い下記の通り持込パソコンの学内ネットワーク接続を申請致します。
学内ネットワーク接続に当たりましては持込パソコン接続規程を遵守し利用いたします。

申請区分	該当に○	1. 新規・更新		2. 廃止	
所属 (学部・学科等)				教職員番号 学籍番号	
氏名				印 サイン	
連絡先	電話		E-mail		
申請理由					
持込パソコン 種類	機種	メーカー	型式	シリアルNO.	
OS・バージョン					
ウィルス対策ソフト	商品名		バージョン	有効期限	
MACアドレス登録	区分	MACアドレス			記入に当たっては申請上の注意 事項を参照方
新規	有線				
	無線				
廃止	有線				廃止 年月日
	無線				

【申請上の注意事項】

- 持込パソコンの利用目的は、学業並びに研究及びこれら活動を補助するために使用するものであること。
- MACアドレス登録について
 - ①接続有効期間は最大4年間とし、学生においては申請書受理日から標準の卒業年の3月末までとする。
 - ②利用を中止した場合は、廃止欄に廃止するMACアドレスを記入して申請する。
 - ③持込パソコンの更新または、通信アダプターを更新した場合は、申請区分を「新規・更新」とし、更新したMACアドレスを「新規」欄に、また、旧MACアドレスを「廃止」欄にそれぞれ記入する。

【大学記入】

処理日付	可・否	理由等	
管理番号	無線LAN認証パスワード	IPアドレス	